

ボラカイ島ウェディングフォト規約書

有限会社 DEPARTURES（以下、当社といいます。）では、ボラカイ島ウェディングフォトに関して、下記の通り規約を定めております。

お客様と当社との間でボラカイ島ウェディングフォトに関して締結する契約（以下、「ボラカイ島ウェディングフォト契約」といいます。）には、本規約が適用となります。

第1条（定義）

1. 本規約においては、以下の用語を使用します。

- (1) 「ボラカイ島ウェディングフォト」とは、お客様がボラカイ島へのハネムーン・ご家族やご友人との旅行、その他の記念として、衣装（正装・普段着を含みこれらに限りません）を着用して行う写真撮影をいいます。
- (2) 「フォトサービス」とは、ボラカイ島ウェディングフォト、オプションサービス、衣装、小物およびその他当社がボラカイ島ウェディングフォト契約に基づきお客様へ提供する全ての物品・サービスをいいます。フォトサービスの具体的な内容は、お客様によるボラカイ島ウェディングフォト契約申し込み時における当社ウェブサイトに記載のとおりとします。
- (3) 「ゲスト」とは、お客様のご招待により、ボラカイ島ウェディングフォトに参加する全ての方(当日欠席した参加予定者も含みます。)をいいます。
- (4) 「代金」とは、フォトサービスの対価として当社がお客様よりいただく代金全てをいいます。
- (5) 「不可抗力」とは、台風・ハリケーン・地震・津波・大規模火災・水害その他の災害（人為的に引き起こされたものを含みます）、輸送機関の事故その他交通途絶、戦乱・暴動・テロ・大規模スト、日本または外国の法令の制定・改廃、日本または外国の官公庁の拘束力ある命令・勧告・処分、およびその他当事者が合理的手段をもってしてコントロールできない事由をいいます。

2. 本規約記載の日数は、特段の定めのない限り、全て暦日といたします。

第2条（ボラカイ島ウェディングフォト契約のお申込みと契約の成立時期）

1. ボラカイ島ウェディングフォト契約のお申込みは、お客様が当社の提供するウェブ申込みフォームを通じて行うものとします。
2. 当社は、前項に従ったお客様からのお申込みを確認し、お申し込みをお受けすることが可能と判断した場合、お客様に対し、お申込み時に記載のお客様のメールアドレス

ト宛、予約意思確認のメールを送信します。

3. 当社の予約意思確認メールに対し、当社宛、お客様からの予約確定のご返答（当社指定アカウント宛のメール送信または郵便によるものに限ります）があり、かつ当社指定の期限までにお客様から代金をお支払いいただいた場合、ボラカイ島ウェディングフォト契約が成立するものとします。ただし、お客様からの予約確定のご返答は、当社の予約意思確認メール受信後3日以内に当社に到達する必要があります。
4. お客様が未成年者である場合は、ボラカイ島ウェディングフォト契約の成立には、お客様に前項で規定する予約確定のご返答及び代金支払いをしていただくほか、当社所定の同意書に親権者の署名捺印をしていただき、当社へご提出いただく必要があります（同意書も、当社の予約意思確認メール受信後3日以内に当社に到達する必要があります）。この場合、ボラカイ島ウェディングフォト契約に関する行為は、親権者の同意のもと、お客様に行っていただくものといたします。
5. ボラカイ島ウェディングフォト契約の成立時点は、以下のとおりとします。
 - (1) お客様が未成年者である場合、予約確定のご返答が当社に到達した時点、代金のお支払いが当社により確認可能となった時点、または第4項の同意書が当社に到達した時点のうち最も遅い時点
 - (2) 上記以外の場合、予約確定のご返答が当社に到達した時点または代金のお支払いが当社により確認可能となった時点のうち最も遅い時点

第3条（お申込みにあたっての注意事項）

1. お客様またはゲストが健康上、特別の配慮を必要とされる場合は、その旨をお申込み時に当社担当者までお申し出願います。当社は、合理的に可能な範囲内で対応させていただきますが、ご事情によっては、事故防止等の観点からボラカイ島ウェディングフォト契約の締結をお断りさせていただくことがあります。なお、お申し出の際、医師の診断書の提出をお願いする場合がございます。
2. 前項に関連し、お客様またはゲストの疾患、障害その他の理由により撮影等、フォトサービスの提供が困難になった場合、当社の判断により、撮影中止、撮影地からの誘導等必要な措置をとらせていただきます。この場合、すでに行われた撮影の再実施や撮影の続行はお受けできません。
3. お客様が撮影地および施設に迷惑を及ぼし、または撮影の円滑な催行を妨げるおそれがあると当社が判断した場合、ボラカイ島ウェディングフォト契約のお申込みをお受

けできません。

4. お客様またはゲストが、暴力団・暴力団員・暴力団関係団体またはその関係者・その他反社会的勢力（以下、暴力団等といいます。）である場合には、ボラカイ島ウェディングフォト契約のお申込みをお断りしております。また、当該契約の締結後にお客様またはゲストが暴力団等であることが判明した場合、当社はフォトサービスの提供を中止し、当該契約を解除することができます。この場合、当社に発生した損害はお客様にご請求いたします。

第4条（代金のお支払い）

1. 代金は、当社がお客様に送信した、第2条第2項記載の予約意思確認メールに記載された期限までに、当社指定の銀行口座へ日本円で同メール記載の代金（お申込み内容により異なります）の全額を振込む方法によりお支払いいただきます。振込手数料は、お客様の負担とします。
2. ボラカイ島ウェディングフォト契約成立後に日時変更手数料その他当社からの追加のご請求分が生じた場合につきましては、追加のご請求分発生日から3日以内に、当社指定の銀行口座へ日本円でご請求分の全額を振り込む方法によりお支払いいただきます。振込手数料は、お客様の負担とします。

第5条（契約のキャンセル・変更）

1. ボラカイ島ウェディングフォト契約の成立後にお客様のご都合によりご予約をキャンセルまたは日時変更される場合は、次に定めるキャンセル料または日時変更手数料が発生します。

(1) ボラカイ島ウェディングフォト契約のキャンセル

撮影の21日前～撮影の前々日：代金の20%

撮影の前日：代金の50%

撮影当日：代金の100%

(2) ボラカイ島ウェディングフォトの日時変更

< 撮影30日前までのご変更の場合 >

・ 日本円払い：10,000円(消費税込)/回

但し、ヘアメイク・カメラマンのスケジュールや撮影場所の予約状況等によっては変更をお受けできない場合もございます。

<撮影 29 日前～当日のご変更の場合>

ご変更は承っておりません。キャンセル扱いとなります。

別の日時での撮影をご希望のときには、改めてボラカイ島ウェディングフォト契約をお申込みいただきますよう、お願い申し上げます。

※キャンセル料・日時変更手数料としては、お客様からキャンセル・日時変更のお申し出をいただいた時点にて当社が提示させていただいている金額が適用されます。

2. 第 14 条 3 項の事由により撮影をキャンセルし、または撮影日程を変更するに際しては、お客様と当社が協議の上、対応および金額を決定することとします。

第 6 条（不可抗力による内容変更や中止）

1. 当社では、ボラカイ島ウェディングフォト契約成立後であっても、不可抗力が発生し撮影の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ない場合は、お客様に予め当該事由が当社の関与し得ないものである理由を説明して、撮影日程やフォトサービスの内容の変更またはフォトサービスの全部もしくは一部の中止をすることがあります。

2. 前項の場合のうち、緊急性・切迫性が特に高いときは、変更または中止後のご説明となる場合がございます。

第 7 条（代金の返金・追加請求）

1. 前条の場合において、撮影を中止することとなったときは、その時点で発生している実費総額を精算のうえ、お客様からの受領済み代金との差額について返金し、または追加請求させていただきます。

2. 前条の場合において、撮影を中止せず、お客様のご希望によりフォトサービスの内容が変更されたときは、当初の予定に基づく実費より内容変更後の実費が少ない場合には差額について返金し、実費増額分については追加請求させていただきます。

第 8 条（フォトサービス提供時間および延長）

当社によるフォトサービス提供の時間は、設営・撤去を含め、事前に当社担当者とお打ち合わせいただいた時間内とさせていただきます。万が一、お客様のご都合により時間を延長される場合は、別途追加料金を申し受けます。

第 9 条（装飾などのサービスの手配、指定業者以外からの手配）

1. 装飾、装花、ヘアメイク等のサービスが含まれるプランをご注文される場合、当該サ

ービスについては当社指定事業者をご利用いただきます。

2. 前項の装花は、季節や天候、輸送状況、その他の事情により手配出来ない場合や、花の色・組み合わせが変わる場合がございます。
3. 当社指定事業者以外による写真・ビデオ撮影、音楽演奏・演出、飲食物の持込み、その他これらに類する行為は、ボラカイ島ウェディングフォトの円滑な進行を妨げるおそれがあるため、お断りしております。

第 10 条（お持込み）

1. 撮影用衣装の手配を含むボラカイ島ウェディングフォトにつきましては、原則として当社指定事業者をご利用いただきますが、お客様による衣装のお持込みが可能です（持ち込み料はかかりません）。ボラカイ島ウェディングフォト契約のお申し込み時に、お客様が衣装を持ち込む旨明示していただいた場合に限り、通常代金の税抜き価格より 1 万円値引きします。この場合、当社より衣装はご提供いたしませんので、予めご了承ください。
2. 装花アイテム（ブーケ・小物等）も、無料でお持込みが可能です。
3. 衣装・装花アイテム（ブーケ・小物等）以外の撮影アイテムも無料でお持込みが可能です。ただし、円滑な撮影進行のため、お持込みは 3 点迄とさせていただきます。
4. 装花アイテム・撮影アイテム等の物品をお持込みされる際は、撮影を円滑に行うため、お客様より必ず当社担当者へ撮影日の 1 4 日前までにお申し出いただき、衛生面・安全面等を確認した上でお持込みいただくようお願い申し上げます。事前にお申し出のない場合、お持込みをお断りすることがございます。

第 11 条（撮影環境に関する事項）

ボラカイ島ウェディングフォトの撮影日におけるビーチの環境や混雑状況等が事前にご案内致しました図面、模型、イメージ図、印刷物等の内容と相違する場合は、撮影日の現状を優先いたします。

第 12 条（禁止事項および解除）

1. ビーチその他ボラカイ島ウェディングフォトの撮影地においては、次の行為はご遠慮ください。

- (1) 発火または引火性の物品・機材などの危険物の持込み
 - (2) 大音量、悪臭を発するものの持込み
 - (3) 公序良俗に反する行為およびお客様以外の第三者の迷惑になる行為、言動
 - (4) 備付品の移動、損傷・汚損
 - (5) 盲導犬等の介助犬を除く動物（ペット含む）の持込み
 - (6) その他、危険な行為や法令で禁じられている行為
2. ボラカイ島ウェディングフォトの撮影地においては、アクラン州法その他の法令・規則、および撮影地である施設等の管理規則が適用されます。
3. ボラカイ島ウェディングフォトの撮影地の法令により、一定の禁止行為（酩酊、器物損壊等）に対して民事上または刑事上の責任を問われることがあります。お客様またはゲストが責任を問われた場合、当社は一切責任を負いませんので、十分ご注意ください。
4. お客様またはゲストが本条の禁止事項（第2項および第3項の法令・規則・管理規則の抵触を含むものとします。）に該当する行為を行った場合、当社はお客様とのボラカイ島ウェディングフォト契約を解除させていただくことがございます。この場合、お客様都合によるキャンセルとして取り扱うこととさせていただきます。
5. 前項の定めに基づく解除によりお客様に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

第13条（カメラマンの裁量による撮影）

ボラカイ島ウェディングフォトの具体的な撮影場所や構図等は、撮影を担当する当社指定カメラマンの裁量によるものとなり、お客様による指定はお受けできませんので、予めご了承ください。

第14条（当社の責任）

1. 当社は、ボラカイ島ウェディングフォト契約の遂行にあたって当社の故意または過失によりお客様に損害を与えた場合、速やかに事態の解決をはかります。この場合、お客様は損害発生の事実を、損害発生日より7日以内に当社に通知するものとします。
2. 当社の損害賠償金額は、当社がお客様よりお支払いいただいた代金総額（お客様の損害発生に関連するフォトサービスについてのものに限ります）を上限とさせていただきます。ただし、当社の故意もしくは過失によりお客様の生命もしくは身体が害された場合または当社の故意もしくは重過失によりお客様にその他の損害が生じた場合

はこの限りではありません。

3. お客様が以下の事由により当社の故意または過失なく損害を被られた場合、当社は損害賠償をいたしかねますので、予めご了承ください。
 - (1) 不可抗力の発生
 - (2) 撮影場所の改修工事等やフォトサービス提供に必要な宿泊機関その他の機関等のサービス内容の変更またはサービス中止等の理由に基づく撮影日程変更または撮影の中止
 - (3) 撮影参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置
4. ボラカイ島ウェディングフォトの撮影中の事故やケガにつきまして、当社の故意または過失によらないものにつき当社は責任を負いかねます。ご旅行の際は、お客様ご自身で海外保険にご加入いただきますようお願いいたします。

第 15 条（お客様の責任）

1. お客様、ゲストその他お客様のご関係者の故意または過失により、ビーチ、当社施設、什器備品等に破損、損傷、汚損が生じた場合は、原状回復に要する費用ならびに当該造作または什器備品の使用不能により生じる損害をお客様に賠償していただきます。
2. 当社の管理する施設の敷地内であっても、お客様の管理下で発生した事故・紛失・盗難について、当社は責任を負いません。
3. お客様ご自身が航空券・宿泊等を手配した場合、その手配変更もしくは旅行中止などの理由のためスケジュールの変更が必要になったことに基づいて発生する損害または追加費用についてはお客様の負担となり、当社は責任を負いません。
4. お客様やゲストの海外渡航に必要な旅券（パスポート）、渡航ビザなどの手配はそれぞれお客様やゲストの責任になります。これらの手配の不備により海外スケジュールの変更が必要になったことに基づいて発生する損害または追加費用についてはお客様やゲストの負担となり、当社は責任を負いません。
5. お客様やゲストが当局により、撮影地への出入国を拒否された場合、当社は責任を負いません。
6. お客様やゲストがご自身で手配した旅行サービスの旅行中止、渡航ビザなどの手配不備、お客様やゲストの受けた出入国の拒否等により、予約された期日にお客様がボラカイ島

ウェディングフォトの撮影地に到着できない場合、当社は、お客様のご都合によるキャンセルとして取り扱います。

第 16 条（個人情報の取り扱い）

1. ボラカイ島ウェディングフォトに関するお客様からのお問い合わせからフォトサービス提供終了に至るまでにお預かりしたお客様の個人情報は、以下の目的で利用させていただきます。

(1)お申込みいただいたボラカイ島ウェディングフォト契約に関するお客様からのお問い合わせに対する回答

(2)お客様に対するフォトサービスの提供

(3)代金その他当社からのご請求金額の決済に関する手続き

2. 前項の利用のほか、当社は販売促進活動および会社案内のため、お客様に予め同意をいただいた上で、お客様の写真・ビデオ等を利用させていただくことがございます。
3. 第 1 項および第 2 項の利用にあたって、当社は業務委託先（カメラマンその他撮影地事務スタッフ等）に個人情報を伝達する場合がございます。この場合、当社は業務委託先との間で個人情報の取り扱いに関する契約を結び、適切な監督を行います。当社の業務委託先が外国事業者である場合、当社がお客様の個人情報を当該外国事業者に提供することにつき、お客様は同意するものとします。
4. 当社は、お客様の同意なく個人情報を第三者（第 3 項の業務委託先は除きます。）へ提供いたしません。

第 17 条（協議）

1. ボラカイ島ウェディングフォト契約に関する事故の発生その他問題の解決が必要となる事態が発生した場合は、当社はお客様と協議の上対応いたします。
2. 当社はいかなる場合においても実施済みまたは中止となったボラカイ島ウェディングフォトの再実施の交渉・手配はいたしません。

第 18 条（規約の変更・改定）

1. 本規約は、予告なく改定される場合がございます。この場合、改定の内容について合理的な範囲で当社担当者からお客様へ説明させて頂いた上で、改定後の規約を適用させていただきます。

2. 本規約の改定によりお客様にお支払いいただく手数料その他の金額が変更となる場合、当社担当者から改定後の本規約に基づくお見積り書を提示いたします。

第 19 条（準拠法）

ボラカイ島ウェディングフォト契約は、法の抵触のルールを排除して、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

第 20 条（標準時）

ボラカイ島ウェディングフォトに関する、申込時間・変更受付時間・キャンセル受付時間などには全て日本時間を適用いたします。

第 21 条（見出し）

本規約各条の見出しは、参照の便宜のみの目的のものであって、ボラカイ島ウェディングフォト契約の一部を構成するものではなく、ボラカイ島ウェディングフォト契約の解釈に一切影響を与えないものとします。

第 22 条（専属的合意管轄）

ボラカイ島ウェディングフォト契約に関するお客様と当社との間の紛争については、訴額に応じ、市川簡易裁判所または千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 23 条（権利義務の譲渡禁止）

お客様は、ボラカイ島ウェディングフォト契約に基づく権利義務の全部または一部につき、当社の書面による事前の同意のない限り、譲渡できないものとします。